

離婚届
不受理申出

令和2年6月1日申出

埼玉県和光市長 殿

受付 令和 年 月 日 号	発送 令和 年 月 日 号
発收簿番号 第 号	
整理番号 第 号	
送付 令和 年 月 日 号	
発收簿番号 第 号	
整理番号 第 号	
書類調査	戸籍調査

長印

不受理申出の対象となる届出	離婚の届出		
	過去にした離婚の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
申出 人 の 表 示 等	申出人	夫又は妻 (特定されている場合)	
	(よみかた)	この たろう	この はなこ
	氏名	甲野 太郎	甲野 花子
	生年月日	昭和45年5月10日	昭和48年4月20日
	住所 (住民登録をして いるところ)	〇〇県〇〇市富士見 4丁目 2番 1-105号	〇〇県〇〇市朝日町 1丁目 2番 3号
本籍	埼玉県和光市 広沢1番	埼玉県和光市 広沢1番	
	筆頭者の氏名 甲野太郎	筆頭者の氏名 甲野太郎	
その他			

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

申出人 署名押印	甲野太郎
-------------	------

注意事項

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口に提出してください。
- 8 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。

申出人 連絡先 (連絡方法の希望)	電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (希望)
-------------------------	--------------------------

項目	処理	処理内容等
受領日時分		令和2年6月1日 9時00分
本人出頭	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
本人確認方法		免: 旅・住・その他 ()
市町村 使用欄	不受理申出人の 本籍の変更等に よる送付 <input checked="" type="checkbox"/> あり	送付 年 月 日 発收簿番号 第 号 新本籍地
取下げ(失効) となった日及び 事由 <input checked="" type="checkbox"/> あり		年 月 日 取下・失効(失効事由)